

事務連絡  
令和3年1月20日

各建設業団体 様

中部地方整備局企画部  
技術管理課長

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について

平素はお世話になっております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の再徹底について、別添のとおり、会員の皆様に周知いただくとともに、ご理解と適切な対応をお願い致します。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ<sup>注</sup>において公表されている各業種のガイドラインも参考に願います。

注) 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ <https://corona.go.jp/>

なお、今後補正予算成立後、補正予算を踏まえた円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的な対策についてお知らせします。

【問合せ先】 工事に関すること：企画部 技術管理課長補佐 吉川  
業務に関すること：企画部 建設専門官 大原

TEL：052-953-8131

FAX：052-953-8294

令和3年1月20日

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の再徹底について

新型コロナウイルス感染症は、10月末以降増加傾向となり、新規感染者数が過去最多の状況が継続しており、令和3年1月13日には緊急事態宣言の対象地域が首都圏1都3県から、愛知県、岐阜県を含む1都2府8県に拡大されました。

公共工事は、コロナ禍においても継続を求められる事業として位置付けられていることから、これまでも、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、建設現場の「三つの密」対策に努めていただいているところですが、管内の直轄工事、業務において、従事者の発症事例が増加傾向となっています。

急激に新規感染者数が増加している状況を踏まえ、各地域の自治体等が発信する情報にも留意しながら、改めて、これまで取り組んできた非接触による業務執行及び、接触時の感染防止対策の徹底など拡大防止対策をより一層強化するとともに、再徹底して実施していただくよう、宜しくお願い致します。

なお、直轄工事、業務につきましては、新型コロナウイルスによる影響等で一時中止や工期の延長等の希望がある場合には、一時中止措置や設計図書等の変更等を行うとともに、元請企業及び下請企業等が行う感染防止対策に係る費用についても、設計変更の対象とするなど、適切に対応しています。新型コロナウイルスによる影響等で工事、業務の履行等に支障が生じる場合には、早急に発注者に相談するなど、適切な対応を宜しくお願い致します。

国土交通省中部地方整備局  
企画部長